

(仮称)「まいづる生活応援商品券」 取扱店の募集

舞鶴商工会議所

事業趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するとともに、地域経済の消費を下支えするため、市内各店で使用できるプレミアム率50%の商品券を発行します。実施にあたり「取扱店」を募集します。

1. 商品券の発行・販売概要 (予定)

商品券は次のとおり発行し、利用者へ販売します。

- 発行金額 3億円 (20,000セット) ※物価高騰対策として総額4億2千万円発行
- 1セット 1,000円券×15枚
 - 全店共通券5枚
 - 地域小売・サービス・飲食店専用券10枚
(※スーパー・ドラッグストア・家電量販店・ホームセンターを除く)

※事業者間の取引には利用できません。
- 販売単位 1セット額面15,000円を10,000円で販売
- プレミアム率 50%
- 販売場所 市内郵便局を含む21か所程度
- 販売期間 令和8年5月～
- 使用期間 令和8年4月～8月31日(月)

2. 取扱店舗資格

「舞鶴商工会議所」もしくは「市内商店街・実業会」に属している小売・サービス・飲食店を営む事業所

3. 申し込み

「まいづる生活応援商品券」取扱店登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、令和8年1月26日(月)必着で舞鶴商工会議所まで郵送またはご持参いただくか、二次元コードから申し込みください。複数の店舗を有する場合は、必ず店舗ごとに申し込みをしてください。

※但「まいづるプレミアム商品券2025」の取扱店登録者で変更のない場合は1部省略できます。

「まいづる生活応援商品券」取扱店登録申請書兼誓約書は、舞鶴商工会議所のホームページからダウンロードしていただくか、舞鶴商工会議所の窓口でお渡しします。



申し込みは締切日以降も受け付けします。なお、1月26日(月)までの受付分は商品券販売時のチラシに取扱店として掲載の予定です。

裏面もご覧下さい。

4. 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- 1) 舞鶴商工会議所から「取扱店登録証」を送ります。商品券の利用者が見やすい場所に掲示してください。
- 2) 商品券の紛失や盗難にあった場合、また毀損されたときなどの責任は取扱店にあります。取り扱いや管理には十分注意してください。
- 3) 偽造された商品券の発見や不正使用が明かな場合には、受け取りを拒否するとともに、ただちに舞鶴商工会議所に連絡してください。
- 4) 受け取った商品券を他店で使用することはできません。受け取った際、裏面に取扱店の印鑑を必ず押印してください。
- 5) 事業の実施については、舞鶴商工会議所に協力してください。
- 6) 事業終了後に実施する事業効果等のアンケート調査に協力してください。

5. 換 金

- 1) 換金依頼の受付場所は、舞鶴商工会議所です。なお、郵送による受け付けも予定しています。
- 2) 精算金の支払は、振り込みとします。なお、換金および精算金の振り込みに掛かる手数料は、舞鶴商工会議所が負担します。
- 3) 換金受付期間は、発売日から令和8年9月中旬です。(予定)
- 4) 振込は令和8年5月から令和8年9月までの期間中月2回です。(予定)

※詳細は改めてお知らせします。

6. 交換・譲渡及び売買の禁止

取扱店舗が、商品券の交換や譲渡、売買をすることを禁止します。

7. 登録の取り消し

舞鶴商工会議所は、取扱店が上記の規定に違反したときには、取扱店の登録を取り消すことがあります。

お問い合わせ

舞鶴商工会議所

舞鶴市字浜66番地

Tel : 0773-62-4600

受付時間：平日午前10時～午後5時15分
(正午～午後1時は除く)